

総理府令第三百三十五号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十条第二項、第五十六条第二項及び第五十九条第三項の規定に基づき、投資法人の監査報告書に関する規則を次のように定める。

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

投資法人の監査報告書に関する規則

（趣旨）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第三百三十条第一項の監査報告書及び法第五十六条第一項（法第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この府令において「投資法人」とは、法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。

(原則)

第三条 監査報告書は、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭りょうに記載しなければならぬ。

2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載しなければならない。

(後発事象)

第四条 監査報告書には、決算期(法第百五十五条第一項の書類に係る監査にあつては、当該書類の作成時をいう。次項において同じ。)後に生じた事実で投資法人の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書又は附属明細書に記載があるときはその旨、執行役員(法第百五十五条第一項の書類に係る監査にあつては、清算執行人をいう。)から報告があつたときはその事実を記載しなければならない。

2 決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示さなければならない。

(資産運用報告書の監査に関する記載等)

第五条 資産運用報告書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載しなければならない。

2 前項の規定は、附属明細書の監査に関する記載について準用する。

(署名等)

第六条 監査報告書には、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印しなければならない。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った当該監査法人の社員も署名押印しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日前に営業期間が開始した証券投資法人（改正法附則第五条の規定により投資法人と

みなされる改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人であつてこの府令の施行の際現に存するものをいう。次項において同じ。）の監査報告書の記載方法については、この府令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この府令の施行後に到来する決算期に関して作成すべき監査報告書の記載方法については、この府令の規定を適用することができる。

3 この府令の施行後に営業期間が開始し、平成十三年三月三十一日までに到来する決算期に関して作成すべき証券投資法人の監査報告書の記載方法については、なお従前の例によることができる。